

2026(令和8)年2月2日開催 東京地方裁判所委員会報告
「民事調停制度の利用促進について」

東京地方裁判所委員会委員・会員 奥 国範 (54 期)

2026(令和8)年2月2日に第67回東京地方裁判所委員会が「民事調停制度の利用促進について」というテーマにより開催されました。令和4年に100周年を迎えた民事調停制度について東京地方裁判所からの説明は、森義之東京簡易裁判所判事と岩立英雄東京簡易裁判所主任書記官により行われました。

1 東京地方裁判所からの説明

民事調停制度は、民事に関する紛争について、裁判所における当事者の話し合いを通じて、民事調停法1条に定めるとおり、当事者の互譲により条理にかなない実情に即した解決を図るもので、我が国において独自に発展してきた制度である旨の説明がありました。また、訴訟のような厳格なルールがなく、手続が簡単で、合意に至れば判決と同じ効力が得られること、裁判所に納める費用が低額で、非公開の手続であるため秘密が守られ、柔軟な解決が可能であるため早期の解決も期待できるなど、民事調停手続の特徴について説明がありました。

東京簡易裁判所には、弁護士経験5年以上の民事調停官10名、調停委員400名が在籍しており、調停委員の約半数が弁護士であり、残りの半数が医師、歯科医師、獣医師、建築士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、一般の方などとのことです。

東京簡裁の申立件数は、特定調停が導入された平成12年から平成15年がピークで年間約6万件であったこと、その後、急激に減少して、直近10年間は年間5千件から3千件の水準で漸減状況であったこと、令和6年は賃料増額調停の増加が寄与して若干増加したが約4千件程度であったとのことです。

利用しやすい民事調停の実現に向けて、東京簡易裁判所では、令和6年5月からWEB調停を積極的に利用しており、利用ルールを守っていただける場合には当事者本人のみの場合にもWEB調停を実施している

とのことです。また、定型的な事案については、「3回調停」の取組みを実施しており、計画的な進行により迅速な解決を目指すとともに、複雑困難な事案には個別スケジュールで進行しているとのことです。

東京地方裁判所からは、広報用のリーフレットや広報動画の案内がありました。

2 意見交換

東京地方裁判所からは、調停手続を広く知ってもらい、利用を促進するためにはどのようにしたらよいか、各委員の意見が求められ、主にこの点について意見交換が行われました。

委員からは、そもそも「民事調停」というワードが分からない、何をしてくれるのかどういうシチュエーションで利用するのがよいのかが広報ツールから伝わってこない、そもそも紛争減少はよいことで無理に利用件数を伸ばす必要はないのではないかなどの厳しい意見があり、東京地方裁判所からは、司法型ADRとして裁判官が関与し、判決同様の効果が得られ、需要はあるはずとの回答がありました。また、委員からは、身近なトラブル事例を具体的に挙げて、調停手続を利用した解決までの道のりをイメージできるような広報にすべき、手続内において専門家を利用できること、弁護士等に個別に有償で依頼しなくても法的に整理された調停条項を作成してもらえることなどをアピールした方がよいのではないか、などの意見がありました。

今回は、2026(令和8)年5月28日、テーマは「刑事事件における通訳人の確保及び育成」となります。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

***問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207**